

平成28年12月8日
建築都市局

「北九州市景観づくりマスタープラン」(変更素案)及び「北九州市景観計画」(変更素案) に対する市民意見募集の結果について

1 変更について

本マスタープラン及び景観計画は、策定より10年を経過する平成30年を目途に改定する予定であるが、この中で定める「景観重点整備地区」のうち、大規模な公共施設整備などが進んでいる「小倉都心地区(小倉北区)」及び「東田地区(八幡東区)」について、街なみの景観形成への影響を考慮し、先行して区域変更(追加)を行うもの。

本年9月29日の建築消防委員会における変更素案により市民意見募集を行ったもの。

2 これまでの取組状況等

平成28年3月	北九州市景観審議会(第11回)の意見聴取
7~8月	地元関係者への説明及び意見聴取
8月	北九州市景観審議会(第12回)の意見聴取
9月	建築消防委員会において、変更素案を報告
11月	市民意見募集(11月1日~30日)
12月	変更素案に対する市民意見募集の結果及び変更案についての建築消防委員会報告

3 意見募集期間

平成28年11月1日(火)から平成28年11月30日(水)

4 意見提出状況

(1) 提出者	6人
(2) 提出意見数	10件
(3) 提出方法	
ア 持参	0人
イ 郵便	0人
ウ FAX	3人
エ 電子メール	3人

(4) 提出された意見の内訳

項 目	件 数
1 変更の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見	2
2 変更素案の内容や表現に対して追加や修正を求める意見	5
3 変更素案による制度運用を行った場合の効果や影響についての意見	1
4 景観行政全般についての意見	1
5 その他の意見	1

(5) 対応の方向

項 目	件 数	割 合
1 計画に掲載済み	2	20.0%
2 定期改定時に検討	5	50.0%
3 追加・修正なし	2	20.0%
4 その他	1	10.0%
合 計	10	100.0%

(6) 提出された意見の概要及びこれに対する市の考え方
別紙のとおり

(7) 「北九州市景観づくりマスタープラン」及び「北九州市景観計画」の修正案の内容
該当なし

(8) 変更案

- ・変更案の概要
- ・「北九州市景観づくりマスタープラン」変更案
- ・「北九州市景観計画」変更案

5 今後のスケジュール（予定）

平成29年2月 北九州市都市計画審議会の意見聴取
北九州市景観審議会の諮問

4月 北九州市景観づくりマスタープラン及び北九州市景観計画
の変更

北九州市景観づくりマスタープラン(変更素案)及び北九州市景観計画(変更素案)に関する意見と市の考え方

【意見の内容】

- 1 変更の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 変更素案の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 3 変更素案による制度運用を行った場合の効果や影響についての意見
- 4 景観行政全般についての意見
- 5 その他の意見

【対応の方向】

- ① 計画に掲載済み
- ② 定期改定時に検討
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

1 変更の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見

No.	意見の概要	市の考え方	対応方向
1	スタジアム建設に際して、対象地を拡大するという変更は、するべきものであると思います。	今回の変更により、追加拡大した小倉駅新幹線口区域の良好な景観形成に取り組んでいきたいと思っています。	①
2	市内全域における大規模建築物等の届出制度は、現行のルールで問題ないと考えている。	一定規模以上の建築物は景観上の影響も大きいことから、届出制度により景観誘導に取り組んでいます。今後も良好な景観形成のため、継続して取り組んでいきます。	①

2 変更素案の内容や表現に対して追加や修正を求める意見

No.	意見の概要	市の考え方	対応方向
3	AIMやフェリーターミナルなどの標識は統一感がなく分かりにくいいため、統一感をもってスッキリとおしゃれなものにして欲しい。標識等の裏面まで配慮したものを設置している市がある。	標識等は景観を構成する重要な要素のひとつであるため、マスタープラン策定後10年を目処とした改定に取り組む際に検討させていただきます。	②
4	臨海部産業景観形成誘導地域の牧山地区における景観の形成に関する方針である「鉄道側にも表情をもった演出を図る。」という表現が分かりづらい。	当該地区の方針は鉄道の車窓からの景観にも配慮したデザインが望ましいという意図で定めたものです。マスタープラン策定後10年を目処とした改定に取り組む際には、より分かりやすい表現になるよう改善したいと考えています。	②
5	住宅地における高齢者施設やドラッグストアなど、届出対象規模に該当しない小規模な建築物で、著しく景観を意識していないものが一部見受けられる。そのため、ごく少数の意識の低い所有者に指導する方法が確立されることを望みます。また、諦めることなく継続的に指導することにより、少しずつ市民の景観に対する意識が変わるよう啓蒙していくことも重要ではないかと考えている。	届出対象規模以下の建築物の景観誘導については、マスタープラン策定後10年を目処とした改定に取り組む際に検討をさせていただきます。また、引き続き、市民の景観意識の向上のため、支援・啓発活動を継続していきます。	②

2 変更素案の内容や表現に対して追加や修正を求める意見(続き)

No.	意見の概要	市の考え方	対応方向
6	色彩基準ですが、屋根や外壁などのベースカラーは統一していくのがよいかと思いますが、アクセントカラーは各地区を意識してメリハリを出しても良いのではないかと(彩度は高めで絞ってしまうとか…)	各地区の特性を踏まえたよりきめ細やかな色彩基準への見直しについては、マスタープラン策定後10年を目処とした改定に取り組む際に検討させていただきます。	②
7	今回海側に出来上がるスタジアムの周りは、海と緑と調和した色彩がよいかと思うので、小倉駅の北側と南側で、異なる色彩基準を決めるのもよいのではないかと		②

3 変更素案による制度運用を行った場合の効果や影響についての意見

No.	意見の概要	市の考え方	対応方向
8	計画策定前に建てられた既存建築物と基準に沿った建築物との景観のバランスは保たれるのでしょうか。	景観法に基づく届出制度では、地域・地区の特性を踏まえて作成した景観形成基準に従い景観誘導を図るものであり、バランスは保たれるものと考えています。	③

4 景観行政全般についての意見

No.	意見の概要	市の考え方	対応方向
9	現在これらの景観に関する取り決めが適応されているのは多くの人々の視覚対象となる駅前などの空間がほとんどですが、もう少し奥まった、市民の生活圏内の景観に対する取り組みについてどう考えるのか。	現制度では駅前周辺などの景観上特に重要な幹線道路等について重点的に取り組んでいます。今後、人通りの多い路地なども、制度の必要性について検討していきたいと考えています。	③

5 その他の意見

No.	意見の概要	市の考え方	対応方向
10	小倉駅新幹線口は駐車車両や通過交通などでごたごたしており、美観景観がたもたれていないと思う。	小倉駅新幹線口の駅前広場(ロータリー)は本市の玄関口であり景観上重要な場所であると考えています。ご意見のとおり、交通計画、交通整理など改善が必要であると思われるため、改善に向けて関係部局と協議を行っていききたいと考えています。	④